

深谷市立南中学校いじめ防止基本方針

平成 30 年 4 月改訂

1 【目的】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に甚大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することを特に重要と捉え、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。本校に在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等に適切かつ迅速に対処するために、総合的かつ効果的に推進するために「深谷市立南中学校いじめ防止対策基本方針」を定める。

2 【いじめの定義】

法の定義や国の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものは、いじめとしてとらえる。本人が否定した場合でも、本人や周辺の状況等を客観的に確認した結果、いじめととらえる場合もあることとする。

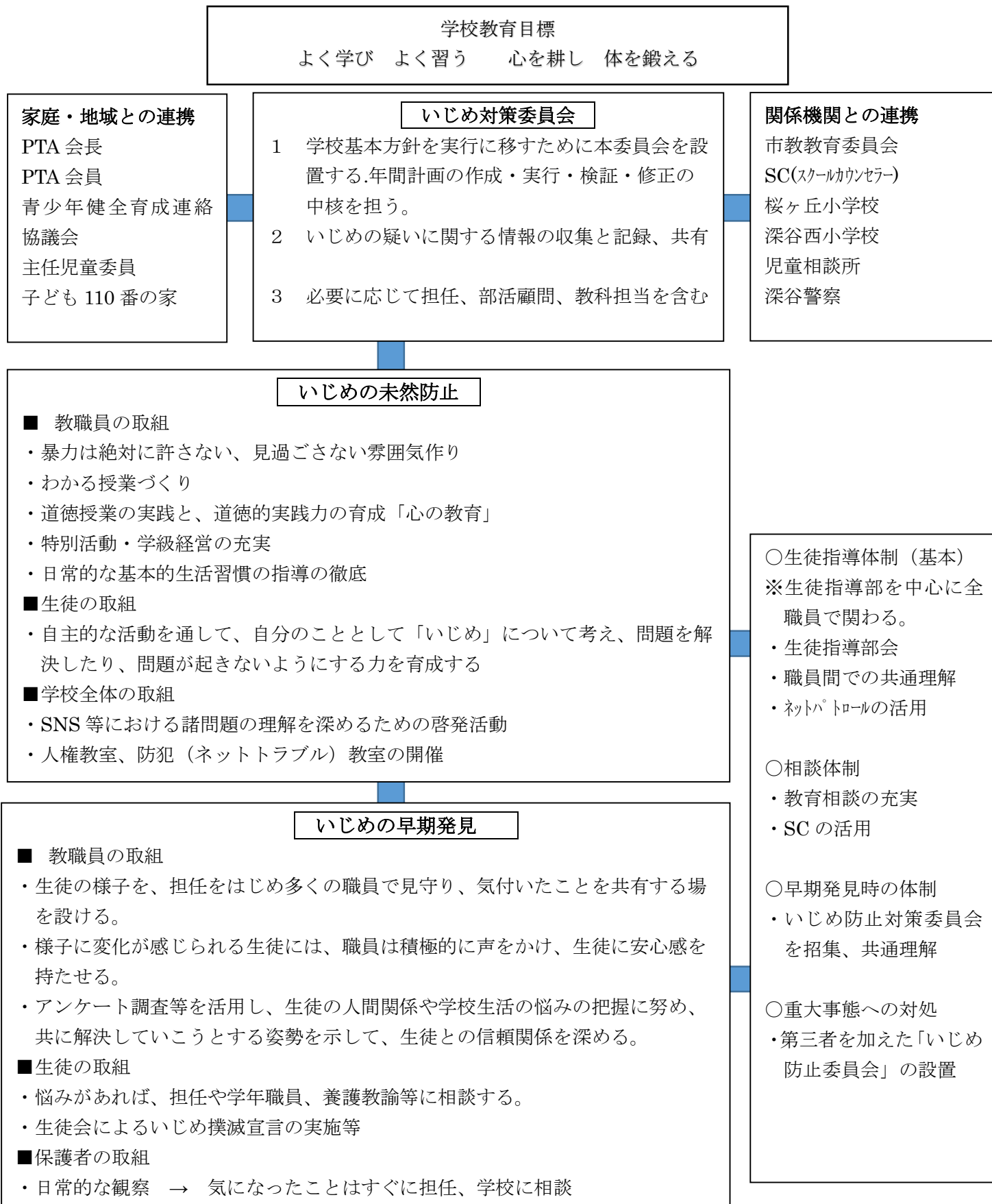
なお、本校では、原則、以下のような行為をいじめの態様とみなすこととする。

- ▼ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▼ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▼ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▼ 金品をたかられる
- ▼ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▼ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▼ パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 【基本姿勢】

- ・いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対処するための体制づくりをする。
- ・いじめに対する認識（人間として許されないこと）を全教職員で共有する。
- ・すべての生徒を対象に、いじめに向かわせない為の未然防止に取り組む姿勢を示す。

4 【基本方針】



いじめに対する措置

■ 教職員の取組 ※いじめ対策委員会、生徒指導部会を中心に対処を判断する

いじめられた生徒・保護者に対して	いじめた生徒・保護者に対して
<ul style="list-style-type: none">いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。必要に応じて、いじめを受けた生徒に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要な措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none">いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。必要に応じて、本校の生徒指導内規に従い、適切な指導を行うことにより、保護者と連携して生徒の反省を促す。

保護者間での情報の共有等

- いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないようにいじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

いじめの通報者への対応

- いじめに関する情報の提供者・通報者である生徒がそのことで、新たないじめや不当な取り扱いを受けないう、情報提供者の氏名等は厳密に秘匿し、その安全を確保するように努める。

いじめの起きたクラス・学年への対応

- いじめが起きたクラス・学年では、再発防止と生徒たちの精神的な打撃や心のケアのために、クラス集会・学年集会・保護者会などの必要な措置を講じる。

警察等の刑事司法機関との連携

- いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

重大事態への対処

深谷市教育委員会への報告等

- 重大事態が発生したとき及びその調査結果について、すみやかに深谷市教育委員会へ報告する。
- 重大事態への対処について、必要に応じて、深谷市教育委員会と連携、協力して対応を行う。

重大事態調査委員会の設置

- 重大事態が生じた場合、その対処及び、事後同様の事態の発生の防止に資するために、重大事態調査委員会を、学校に設置する。

いじめを受けた生徒及び保護者への対応

- 調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた生徒及び保護者からの申し立てがあったときには、適切かつ真摯に対応する。